

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年6月8日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	青木敬博君
5番	中島弘道君	6番	浅田良弘君

○出席議員 8名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	佐藤龍彦君	〃	杉本憲也君
〃	井戸清司君	〃	杉本一彦君

○オブザーバー 2名

議員	石島茂雄君	議員	重岡秀子君
----	-------	----	-------

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	野田昌伸
主事	福王雅士		

○会議に付した事件

1 市議会6月定例会の運営について

- (1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について
- (2) 議案の付託、即決について
- (3) 人事案の取扱いについて
- (4) 請願、陳情の取扱いについて
- (5) 一般質問について
- (6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- (7) 会期及び日程について
- (8) その他

2 その他

- (1) 予算・決算の審議・審査方法の見直しについて
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会6月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでを協議、決定し、それを基に(7) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

それでは、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただく。(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてである。5月25日東京都にて開催された全国市議会議長会定期総会において、本市議会から10年以上の勤続議員として、杉本一彦議員が表彰された。先例に倣い、6月定例会初日、議場にて、議事に入る前に表彰状の伝達をお願いする。

次に、(2) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから5ページをご参照いただきたいと思う。当局提出予定議案については、専決処分報告4件、予算繰越4件、弾力条項の適用1件を含む報告5件、条例案9件、補正予算1件及び人事案2件の合計21件である。

最初に、専決処分報告についてから申し上げる。市認第1号から市認第4号までの4件は、いずれも特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったとして、同法第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。

まず、市認第1号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例専決処分の報告承認についてである。地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日に施行されたことに伴い、4月1日の施行に対応しなければならない条項等の改正について3月31日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、個人住民税における寄附金控除の対象に係る特例民法法人の経過措置終了に伴う規定の整備や、固定資産税における固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付に当たり、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等において、DV被害者等の情報の保護など一定の措置を講じた上で、証明書の交付等ができることが明確化されたこと、また貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置や、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業土地等に係る課税標準額の上限幅を評価額の2.5%とする措置などのほか、地方税法の改正に伴い条項や用語の整理を行ったものである。

次に、市認第2号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認についてである。固定資産税と同様の理由で、3月31日付で専決処分を行ったもので、主な改正内容は、固定資産税等の課税標準の特例を定めた地方税法の改正に伴い、対象条項等の追加に伴う改正を行うとともに、地方税法附則第15条において、項の削除や新設が行われたことから引用条項等の整理を行ったものである。

次に、市認第3号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第1号）専決処分の報告承認についてである。令和3年度補正予算で計上した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る予算については、一部を繰越予算として令和4年度に執行することとしていたが、国庫補助金の年度処理の関係から、給付金本体分について令和4年度現年予算に振り替える必要が生じたことから、令和4年4月19日付で専決処分を行ったもので、補正予算の規模は1億6,000万円の追加で、補正後の予算規模を273億1,000万円とし、内容は1世帯当たり10万円の給付金1,600世帯分の計上である。

最後に、市認第4号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第2号）専決処分の報告承認についてである。国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正予算について、令和4年5月23日付で専決処分を行ったため報告し承認を求めるもので、補正予算の規模は8,360万6,000円の追加で、補正後の予算規模を273億9,360万6,000円としたもので、補正予算の内容は、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援策として、低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付する事業費の追加で、全額国庫補助金を受け入れて実施するものである。

以上4件の専決処分の報告承認については、即決でお願いする。

次に、報告5件について申し上げる。まず、市報第1号 令和3年度伊東市一般会計予算繰越明許費繰越し報告についてである。令和3年12月定例会及び令和4年3月定例会において議決された繰越明許費のうち、29事業4億9,061万7,000円を、令和3年度から令和4年度に繰り越したことの報告である。

なお、議決された30事業のうち、広報広聴事業については年度内に事業が完了したことから繰越しは行わず、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業については、国庫補助金の年度処理の関係から給付金本体分を令和4年度現年予算に振り替える必要が生じたこと、農業委員会費、商工業振興補助事業、プレミアム付き商品券事業、一般市道整備事業、橋りょう長寿命化事業、学校統合環境整備事業及び水産業用施設災害復旧事業については、事業の一部が年度内に完了したこと、都市計画道路必要性再検証事業については、最終的な事業費が確定したことから、それぞれ繰越し額が減少している。

次の、市報第2号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計予算について弾力条項の適用に関する報告は、令和3年度競輪事業特別会計において、車券売上げが好調に推移し、第11回及び第12回市営競輪において勝者投票払戻金などの売上連動経費に予算不足額が生じたため、地方自治法第218条第4項及び伊東市特別会計条例第2条の規定に基づき、3月28日に弾力条項を適用したことを報告するもので、適用額は20億933万6,000円である。

次に、市報第3号 令和3年度伊東市下水道事業会計予算繰越し報告についてである。本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて報告するもので、繰越額は8,943万8,000円、繰越事業は汚水6-1号幹線管きょ布設工事をはじめとした5件の工事である。繰越しの理由は、想定外の土質による工法変更に伴い、工事の進捗に遅れが生じ年度内の工事完了が困難となったこと及び国の令和3年度第1次補正予算に係る交付金の増額に伴い、3月補正において前倒しによる予算計上を行ったが、予算成立から年度末までの期間が短く、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものである。

次に、市報第4号 令和3年度伊東市水道事業会計予算繰越し報告についてである。本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて報告するもので、繰越額は9,074万6,000円、繰越事業は、鎌田・岡地内基幹管路耐震化工事をはじめとした3件の工事である。繰越しの理由は、工事に使用する水道資材の認証登録における不正発覚により、当該水道資材が一定期間、使用停止及び出荷停止となり、工事の進捗に遅れが生じ年度内の工事完了が困難となったことから繰り越したものである。

報告最後は、市報第5号 令和3年度伊東市一般会計予算事故繰越し報告についてである。本報告は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づく事故繰越しについて、議会に報告をするもので、1点目は大街道線道路復旧事業で、法面が崩れたことによる道路復旧工事に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響で作業員及び資材等の確保が困難となるなど避けがたい事故のため年度内の工事完了ができず、年度内に予算の支出が完了できなかったことから7,027万4,000円を令和4年度に繰り越したものである。2点目は、学校施設改修等事業で、工事に使用する高圧ケーブル等の資材について、新型コロナウイルス感染症の影響により製造ラインが停止し、納入がされないなど避け難い事故により、年度内に予算の支出が完了できなかったことから、487万9,000円を令和4年度に繰り越したものである。

これら5件の報告案件については、質疑のみとなる。

次に条例である。まず、市議第1号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院規則の一部改正により、国家公務員の一般職非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等が施行されたことから、本市においても同様の対応を行うための改正で、育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件をそ

れぞれ廃止するとともに、妊娠または出産等についての申出があった場合の措置及び育児休業承認の請求が円滑に行われるよう、勤務環境の整備に関する措置についてそれぞれ新設するものであり、公布の日から施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第2号 伊東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例は、伊東市特別職報酬等審議会の所掌事項を明確にするための改正で、期間を定めて報酬等を減額する条例については所掌事項の対象外であることを規定するほか、字句の整理を行うもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第3号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が施行されたことに伴う改正であり、専決処分によることを要しない条項について改正をするもので、主な改正内容と施行期日として、1点目は、納税証明書などの交付や固定資産課税台帳の閲覧に当たり、人の生命や身体に危害を及ぼすおそれがあり、登記所が特例措置を講じた場合において必要な措置が明確化されたことに伴い、当該措置による証明書の発行についても、その他の証明書と同様の手数料を徴収するための改正で、この部分は令和6年4月1日から施行となる。2点目は、個人市民税・上場株式等に係る配当所得等における課税方式について、所得税と個人住民税における課税方式を統一させるための改正で、この部分は、令和6年1月1日からの施行となる。3点目は、給与所得者または公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合の扶養親族等申告書に係る規定の整備を行うもので、この部分は、令和5年1月1日からの施行となる。最後に4点目として、住宅借入金等特別税額控除の延長と新築住宅等の控除期間の見直しなどの特例に係る規定の整備を行うもので、この部分は、令和5年1月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第4号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例である。新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に加入している被用者に対して支給する傷病手当金について、支給期限を国の財政支援の延長に合わせるために改正を行うもので、支給対象適用開始日の終期を令和4年6月30日から令和4年9月30日に延長するもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第5号 伊東市国民健康保険税条例及び伊東市介護保険条例の一部を改正する条例である。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、国の財政支援が延長されたことに伴い改正するものである。対象者の国民健康保険税及び介護保険料の減免対象期間を1年間延長するもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第6号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例である。強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律が施行され、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の名称等が改正されたことに伴う改正で、条例における引用法令名を改めるとともに、条項ずれの整理を行うもので、公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第7号 伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例である。令和元年8月に策定した「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針」に基づく東小、西小、旭小の統合について、統合後の校舎を現東小学校とし、校名を「伊東市立伊東小学校」とすることで決定したため伊東市立学校設置条例の別表第1の改正を行うもので、令和5年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に市議第8号 伊東市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う改正で、非常勤消防団員に係る公務災害等に係る補償基礎額を改めるとともに、用語の整理を行うものであり、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

条例最後は、市議第9号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例である。年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う、年金担保貸付事業が廃止されたことに伴う改正で、本条例第3条第2項ただし書において規定されている株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う、年金担保貸付事業に対する例外規定を削除するものである。公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、補正予算1件である。市議第10号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第3号）である。補正予算の規模は6,795万9,000円の追加で、補正後の予算規模を274億6,156万5,000円とするものである。主な補正内容として、歳出においては、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市立保育園、私立保育園及び認定こども園における給食費のうち、無償化をしていない3歳児、4歳児の給食費について、9月分から12月分までの給食費負担金を免除するとともに、物価高騰等による給食の質の低下を防ぐため、賄材料費を増額するための経費の追加と、同様に、市内小・中学校の給食についても、給食費の2学期分の免除と、賄材料費を増額するための経費を追加するもので、その他、新たに建設する放課後児童クラブ施設整備について、資材価格高騰の影響や、設計を含めた全体工期を再検討した結果、当初計画からの工法変更が必要となったことから、

(月)の午後1時から議会運営委員会を開催し、本請願の審査をお願いしたいと考えている。

また、本日以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、これまでの例により、議長の手元において、議会運営委員長及び所管常任委員長との協議に基づき、取扱いをご決定いただくことになるので申し添える。

次に、(5) 一般質問についてである。申合せにより、質問時間は答弁込みの1人50分以内とし、定例会の第1日目から実施する。一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は5人の大会派が1つ、3人の小会派が3つ、2人の小会派が2つとなっている。これまでの例により、大、小、小、大、小、大、小(2人会派)の順とし、以下これを繰り返す、最後に会派に所属していない議員となる。

3人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき、清和会、自民・維新の会、公明党、2人会派については、無党派 颯、日本共産党の順となる。従って、1番目正風クラブ、2番目清和会、3番目自民・維新の会、4番目正風クラブ2人目、5番目公明党、6番目正風クラブ3人目、7番目無党派 颯、以下6番目までを同様に繰り返す、日本共産党、会派に所属していない議員となる。なお、一般質問の通告期限は、6月9日(木)の正午までとなる。

次に、(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてである。静岡県後期高齢者医療広域連合議会については、議員20人のうち市議会議員から6人を選出することとされており、このうち3人に欠員を生じたことから補充のため候補者を募ったところ、候補者が4人となり、選挙すべき人数を超えたため各市議会において選挙を行う必要が生じ、今定例会において選挙を行うものである。

この件については、5月30日付事務連絡にて通知させていただいたところであり、定例会初日の一般質問に入る前、投票による選挙をお願いする。候補者については、伊豆市議会小長谷順二議長、静岡市議会望月俊明議長、島田市議会大石節雄議長の3名が県議長会からの推薦であり、立候補は焼津市の深田ゆり子議員である。なお、候補者氏名表についてはあらかじめ議席に配付させていただくのでご承知おき願う。

○委員長(青木敬博君) まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

全国市議会議長会表彰状の伝達については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(青木敬博君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）市議第4号の傷病手当金の支給に関する条例だが、これは毎定例会ごとに、延長のためだけに出てきていると思う。委員会付託する意味がほとんどない、審議はつくされているのではないかと思う。即決でもいいのではないかと思うが、付託しないといけない事情があるのか。

○事務局長（富士一成君）こちらでの決定が優先されるが、委員会では毎回、該当者の確認がされている事実はある。

○3番（四宮和彦君）要するに、傷病手当金の受給状況、支給状況がどうであるかが確認される場としての必要性があるということで理解した。ただ、現実問題として言えば、この辺の期間の延長という部分は改正の仕方もあるのではないかと思う。そのあたりは、当局のほうへ要望していただきたい気持ちがある。よろしく願います。

○議長（宮崎雅薫君）国保運営協議会でも、四半期ごとではなく1年ごとにしてもらえないのかという意見も出ているが、委員の皆さんも承知されていると思うが、政令の改正に基づく条例改正なので、毎定例会改正せざるを得ないということを理解いただければと思う。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）行わない。

○2番（長沢 正君）2人である。

○3番（井戸清司君）2人である。

○5番（中島弘道君）1人である。

○6番（浅田良弘君）2人である。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党のお二方と、石島議員が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、10人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、14日（火）1番目清和会、2番目自民・維新の会、3番目公明党、4番目無党派 颯、5番目清和会2人目。一般質問第2日目、16日（木）1番目公明党2人目、2番目日本共産党、3番目無党派 颯2人目、4番目日本共産党2人目、5番目会派に所属していない議員となる。

○委員長（青木敬博君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、申合せに基づき、6月9日（木）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 会期及び日程について及び(8) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）(7) 会期及び日程についてである。資料 8 ページ及び 9 ページをご覧くださいと思う。会期は、6 月 14 日（火）から 6 月 29 日（水）までの 16 日間の提案である。日を追って申し上げる。14 日（火）に開会し、全国市議会議長会表彰状の伝達、会期の決定、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の後、5 名の一般質問を実施する。15 日（水）は全国競輪施行者協議会総会に市長が出席するため休会とし、翌 16 日（木）を一般質問第 2 日目として 5 名の一般質問を行い、一般質問を終結する。17 日（金）は議案審議、専決処分報告 4 件は即決で、予算の繰越報告等 5 件は質疑まで、条例案 9 件及び補正予算 1 件は所管常任委員会への付託をお願いする。20 日（月）は午前 10 時から常任観光建設委員会を第 2 委員会室、常任福祉文教委員会を第 1 委員会室にて開催し、午後 1 時から、議会運営委員会を第 2 委員会室にて開催し、請願第 1 号の審査をお願いする。21 日（火）は常任総務委員会を第 2 委員会室にて午前 10 時からお願いする。22 日（水）から 24 日（金）までは本会議なし、25 日（土）及び 26 日（日）は休会、27 日（月）は本会議なし、翌 28 日（火）は議会運営委員会、29 日（水）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、当局提案の人事案 2 件の決定などをお願いする。

最後に、(8) その他について申し上げる。服装の軽装化についてであるが、4 月 28 日付で議長から議員各位へ、当局の服装の軽装化に合わせ、10 月 31 日（月）までの間、本会議を含めた議会における諸会議に際し、服装の軽装化をお願いしたところであるので、対応のほどよろしく願います。

また今定例会においても、これまでと同様、登壇時を除くマスクの着用及び議場の扉の開放等により新型コロナウイルス感染症への対応を図ってまいりますので、ご了承願う。

以上で、市議会 6 月定例会の運営についての説明を終わる。よろしくご協議いただくようお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(7) 会期及び日程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) その他での、服装の軽装化及び新型コロナウイルス感染症への対応については、

事務局長からの説明のとおりご承知おき願う。

そのほかに、6月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

暫時休憩する。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

- 委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。
- オブザーバー（重岡秀子君）請願の取扱いについてであるが、審査の日程が示されたが、請願を持ってきた団体が、どこで取り扱われるかが分からないので、紹介議員を迷った経過がある。それで、議会運営委員会に付託されることになると、議会運営委員会の委員は、紹介者になれないということだと思うが、その辺のことを確認し、請願者に伝えたい。
- 事務局長（富士一成君）大変申し訳なかった。所属する委員会の場合は紹介議員になれないという申合せがある。ただいま、議会運営委員会への付託が決定したので、議会運営委員である四宮議員は紹介議員を取り下げていただく手続をお願いしたい。
- オブザーバー（重岡秀子君）請願者へ、紹介議員は重岡と佐藤の二人となるということで説明しておく。
- 委員長（青木敬博君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会6月定例会の運営についてを終了する。

- 委員長（青木敬博君）日程第2、その他を議題とする。(1) 予算・決算の審議・審査方法の見直しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。
 - 事務局長（富士一成君）予算・決算の審議・審査方法の見直しについてである。資料の10ページをご覧ください。3月定例会の議会運営委員会において清和会から提案があった本件については、その後、県下の審査方法について調査を実施し、まとめたものを添付させていただいた。予算・決算の審査については、特別委員会あるいは新たな常任委員会を設置するなどいろいろな審査方法が考えられることから、一旦、議会活動活性化協議会において、来年度の改選に伴う申合せの見直しとあわせ協議を進めていただき、活性化協議会での協議が進展しないようであれば、議会運営委員会において協議を進めていただくことを考えている。
- 最後に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 予算・決算の審議・審査方法の見直しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

予算・決算の審議・審査方法の見直しについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君）以上で、日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和4年6月8日（水）午前10時43分（会議時間43分）

以上の記録を認める。

令和4年6月8日

委員長 青 木 敬 博